

令和7年4月から農地の貸し借りの仕組みが変わります

法改正に伴い利用権設定が農地中間管理機構を介した賃借へ一本化されることとなりました。

農地中間管理機構(農地バンクくまもと)とは

農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織です。



● 出し手受け手のメリット

農地を貸したい方[出し手]

メリット

- ① 賃料は農業公社が受け手から徴収し、お支払いします
- ② 貸された農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます（更新可能）
- ③ 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます（税務署への届出が必要）

農地を借りたい方[受け手]

メリット

- ① 出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払の事務は不要です（振込手数料なし）
- ② 分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります